

京 都 大 学 大 学 院 法 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 7 外国学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生</p> <p>第 2 1 条 外国学生、科目等履修生又は聴講生として入学を希望する者には、研究科教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 科目等履修生の履修期間及び聴講生の聴講期間は、研究科教授会で定める。</p> <p>3 聴講生は、願い出により、聴講した授業科目について試験を受けることができる。</p> <p>4 前 3 項のほか、科目等履修生及び聴講生の取扱いその他については、別に定める。</p> <p>第 2 2 条 特別聴講学生又は特別研究学生として入学を希望する者には、研究科教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 特別聴講学生については、前条第 3 項の規定を準用する。</p> <p>3 前 2 項のほか、特別聴講学生及び特別研究学生の取扱いその他については、別に定める。</p>	<p>第 7 外国学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生</p> <p>第 2 1 条</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>(同 左)</p> <p>第 2 2 条 特別聴講学生、特別研究学生又は特別交流学生として入学を希望する者には、研究科教授会の議を経て、許可することがある。</p> <p>2 特別聴講学生又は特別交流学生として聴講した科目については、受験の申出により、試験のうえ、単位を与える。</p> <p>3 前 2 項のほか、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生の取扱いその他については、別に定める。</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>